

川越市保育ステーションにおける送迎保育事業に関する協定書

川越市（以下「甲」という。）及び***法人**（以下「乙」という）並びに**
法人（以下「丙」という。）は、保育の利用に係る送迎に困難を抱える家庭の利
便性の向上及び子育てをする家庭に対する支援の推進を図るため、川越市保育ステー
ション条例第 2 条第 1 号に定める送迎保育事業（以下「当該事業」という。）に関し、次の
とおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、甲が乙に委託する当該事業の対象となる児童を、丙が運営する***保
育園（以下「受入保育施設」という。）に、令和*年*月*日より送迎することに関して
必要な事項を定めることを目的とする。

（対象となる児童）

第 2 条 対象となる児童は、受入保育施設に在籍している児童であって、川越市保育ステー
ションの利用許可を甲より受けた児童とする。

（当該事業の実施日）

第 3 条 事業の実施日は、次の各号で定める日を除き、月曜日から土曜日までとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(2) 1 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(3) 甲及び丙が定めた日

（送迎時間帯）

第 4 条 送迎時間帯については、概ね次のとおりとする。なお、道路交通状況等により、遅
延及び早着が発生する場合がある。

（送り） 8 時 30 分～ 9 時 30 分の間において甲が定める時間帯

（迎え） 17 時 30 分～ 18 時 30 分の間において甲が定める時間帯

2 当該事業による送迎は、前項の送迎時間帯に限る。

（送迎に遅延及び早着が生じた場合の延長保育料）

第 5 条 前条第 1 項の遅延及び早着の発生時において、送迎の予定時間に送迎ができない場
合は、甲及び乙はその責めを負わないものとする。

（費用負担）

第 6 条 児童の受け入れにあたって発生する費用について、甲及び乙並びに丙は負担しない。

（事故等発生時の責任）

第 7 条 児童の送迎中に発生した事故等については、原則、丙は責任を負わない。

（留意事項）

第 8 条 事業にあたり、留意する事項は、次のとおりとする。

(1) 事前に実施する事項

ア. 受入保育施設への送迎を開始するにあたり、児童の受け渡し時の手順等につき、
丙は乙と十分に調整を行うものとする。

イ. 乙の運営する川越市保育ステーション及び受入保育施設は、連絡ノート等により、

対象となる児童の保護者との連携を図る体制を整えるものとする。

(2)運用に際し実施する事項

- ア. 送迎児童が安全に乗降できるよう、丙は駐車場を確保すること（送迎バス専用の駐車場でなくてもよい）とし、乙は当該駐車場にて児童の乗降を行うこととする。なお、当該駐車場が満車である場合であって、児童の安全が確認できる場合は、道路交通法に基づく乗降許可を得たうえで、当該駐車場以外の場所で乗降を行う場合がある。
- イ. 乙及び丙は、児童及び当該児童の荷物の受け渡しについて、受入保育施設の入口で行う。
- ウ. 本来、児童の保護者と丙の間で直接受け渡しが行われるべき現金等については、乙は取り扱わない。
- エ. 丙は、第1号イの連絡ノート（以下、「連絡ノート」という）等により、保護者と受入保育施設が緊密な連携を維持できるよう、情報共有に必要な対応を取るものとする。
- オ. 乙又は丙は、送迎児童の保育中又は、送迎中に重要事故等が発生した場合は、速やかに保護者及び関係機関に伝達するとともに必要な措置を講ずるものとする。ただし、急を要しない軽微と認められる事項については、連絡ノートにより、保護者と必要な連絡を行うこととする。
- カ. クレーム等の対応については、甲及び乙並びに丙は連携して対応することとする。

（協定の解約）

第9条 甲及び乙並びに丙がこの協定に違反したとき、又はこの協定の継続を不可能と認めたときは、甲及び乙並びに丙はこの協定の解約を申し入れることができる。

2 前項の申し入れがあった場合は、甲及び乙並びに丙は特段の事情がない限りこれを認めることとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第10条 丙は、本協定により生ずる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（個人情報の取扱い）

第11条 甲及び乙並びに丙は、本協定に基づき、事業の運営に際して収集する個人情報については、適切に管理しなければならない。

（協定の効力及び取扱）

第12条 この協定は、締結の日から令和*年*月*日までとする。ただし、甲又は丙から期間満了1箇月前までに相手方に対し、書面による特段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後同様とする。

2 この協定の有効期間中であっても、甲及び乙並びに丙が協議してこの協定を改定することができる。

（その他）

第13条 本協定に関し疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲及

び乙並びに丙による協議の上、定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保管する。

令和*年*月*日

甲 川越市元町1丁目3番地1
川越市長 ****

乙 川越市*****
****法人 *****
長 ***

丙 川越市*****
****法人 *****
長 ***